

# OOKABE GLASS株式会社定款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、OOKABE GLASS株式会社と称し、英文では、OOKABE GLASS CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガラス工事業
2. ガラス卸業
3. 企業・団体からの各種問合せ、注文受付、販売業務等の受託
4. 倉庫業
5. インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画、立案、制作、運営、管理及び保守
6. インターネットによる広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務及びその代理
7. ウェブメディア事業
8. ウェブアプリケーションの開発、販売、運営及び管理
9. 企業のブランディング及び商品のブランディングに関する企画、デザイン及び制作
10. 人材育成、能力開発のための教育事業及び経営コンサルティング業務
11. オンラインによる事務代行業務
12. 建物、構築物のリフォーム
13. 建材の中古品の買取り販売
14. 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
15. 前各号に付帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を福井県福井市に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電

子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、948万8800株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

（2）株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

（3）当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権利行使の手続き、株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款ほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

### 第13条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

### 第14条（招集権者および議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会の決定により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

### 第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（2）会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

（2）株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条（員数）

当会社の取締役は、7名以内とする。

### 第19条（選任方法）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（2）当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### 第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（補欠取締役の予選の効力）

補欠取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

#### 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第28条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

### 第29条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

### 第30条（選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（2）任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

### 第32条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

### 第33条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

### 第34条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### 第35条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（2）当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

（3）前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。